

# 兵庫県RSTトレーナー会 規 約

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、兵庫県RSTトレーナー会と称する。

(事務所)

第2条 当会は、事務所を兵庫県内に置く。

(組 織)

第3条 当会は、RSTトレーナー講座修了者であつて兵庫県内に居住する個人および事業所をもって組織する。

(目 的)

第4条 当会会員等の資質の向上をはかるとともに、相互啓発を目的とする。

(事 業)

第5条 当会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 研究会の開催に関すること。
- ② 安全衛生関係法令の研究会の開催に関すること。
- ③ 経験発表または情報交換に関すること。
- ④ RST教育資料、参考書等の紹介及び斡旋に関すること。
- ⑤ 親睦の増進および連帯強化に関すること。
- ⑥ RST教育の普及啓蒙に関すること。
- ⑦ RST教育の貢献者に対する表彰に関すること。
- ⑧ その他当会の目的を達成するために必要な事業。

## 第2章 会 員

(会 員)

第6条 当会会員は、前3条に定める会員とする。

(入脱会)

第7条 当会会員は、兵庫県RSTトレーナー会に入会したときに始まり、脱会した

ときに終わるものとする。

### 第3章 役員

(役員)

第8条 当会に次の役員をおく。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 若干名（但し、事務局担当者1名含むものとする。）
- ③ 幹事 若干名
- ④ 会計監事 2名

(役員を選任)

第9条 役員は、会員のうちから総会において選任する。

(会員が法人である場合はその代表者の指名するもの。)

(役員任期)

第10条

- ① 役員任期は2年目の総会日までとし、再任を妨げない。
- ② 補欠により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第11条

- ① 会長は会を代表し、本会の業務を統括する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときは、予め定められた順位により、その職務を代行する。
- ③ 幹事は会長、副会長の指示を受け、業務の執行にあたる。
- ④ 会計監事は本会の行う事業及び資産の状況を監査する。

(顧問等)

第12条

- ① 会長が必要と認めた場合、顧問または相談役をおくことができる。
- ② 前項の顧問等の任期は委嘱した日から転任または退任の日とする。

### 第4章 会議

(会議の種類)

第13条 本会の会議は次の通りとする。

- ① 総会・・・総会は会員をもって構成する。
- ② 役員会・・・役員会は役員をもって構成する。

(会議の招集)

第14条 会議は、総て会長が招集する。

- ① 総会の招集にあたっては、少なくとも総会の日前10日までにその構成員に対し、通知しなければならない。
- ② 役員会の招集にあたっては、少なくとも会議の日前5日までに通知しなければならない。

(総会の運営)

第15条 総会は次により運営するものとする。

- ① 総会の議長は、すべて会長がこれにあたる。
- ② 総会の成立は、すべての構成員の2分の1以上の出席（委任状を含む）により成立する。
- ③ 総会の議決は、出席者の過半数により決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- ④ 総会の議事においては、議事録を作成し、保存しなければならない。

(総会の開催)

第16条

1. 総会は、毎年1回、会計年度終了後2か月以内に開催する。
2. 前項の規定にかかわらず、次の場合は臨時に総会を開催することができる。
  - ① 会長が必要と認めたとき。
  - ② 幹事の半数以上から要求があったとき。
  - ③ 会員の3分の1以上の要求があったとき。
  - ④ 会計監事から要求があったとき。

(総会の付議事項)

第17条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- ① 事業計画案及び収支予算案の承認に関する事。
- ② 事業経過報告及び決算の承認に関する事。
- ③ 役員を選出に関する事。
- ④ 規約の制定改廃に関する事。

(役員会の開催)

第18条 役員会は、2か月に1回 定期に開催する事を原則とする。

但し、会長が必要と認めた場合はこの限りでない。

(役員会の運営)

第19条 役員会は、次により運営するものとする。

- ① 役員会の議長は、すべて会長がこれにあたる。
- ② 役員会の成立は、全ての役員の2分の1以上の出席により成立する。
- ③ 役員会の議決は、出席者の過半数により決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- ④ 役員会については、記録を保存しなければならない。

(役員会の付議事項)

第20条 次の事項は、役員の議決を経なければならない。

- ① 総会提出議案
- ② 業務の執行運営に関すること。
- ③ 内部規定の制定改廃に関すること。
- ④ その他総会より委任を受けた事項。

## 第5章 資産及び会計

(資産)

第21条 本会の資産は、会費、寄付金、資産より生ずる収入、事業に伴う収入及び、その他の雑収入等による。

(臨時会費)

第22条 前条により資産によって本会運営が困難な場合は、本会総会の議決により、会員等から臨時に徴収することができる。

(管理運営)

第23条 資産の管理並びに運営は、役員会の定めるところによる。

(経費の支弁)

第24条 本会の経費は、本会の資産をもって支弁する。

(会計年度)

第25条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 雑 則

(分科会の設置)

第26条 本会は、役員会の下に分科会を設けることができる。

(報告の義務)

第27条 毎事業年度終了時より90日以内に全員に次の各号を報告しなければならない。

- ① 事業計画案及び収支予算案
- ② 前年度の事業経過報告及び収支決算書
- ③ 役員等の選任及び解任記録

(書類の保存)

第28条 本会の収入、支出、その他の重要書類は5年間保存しなければならない。

(諸規程について)

第29条 本規約に特に定めのないものについては、役員会の決議により規程を定めることができる。

(解散及び財産の処分)

第30条

- ① 本会の解散は、会員の3分の2以上の同意を得て、会長の承認を受けて行うか、会長の職権により行うものとする。
- ② 解散時の資産については、会長が清算人となり、行うものとする。

## 附 則

第1条 本会設立時に就任した役員は、第10条の規定にかかわらず、平成26年5月までとする。

第2条 当会の初年度としての会計年度は、第25条の規程にかかわらず、平成26年3月までとする。

第3条 本規約は、平成25年4月26日より施行する。

## 兵庫県RSTトレーナー会会計細則

兵庫県RSTトレーナー会規約に定める第5章の細則として次の通り定める。

### 第1条

(会 費)

- ① 会費は年間（4月～3月）3,000円とする。
- ② 中途入会者も3,000円とする。
- ③ 退会者への返金はしない。

### 第2条

(支 出)

- ① 役員会で認めた雑費。
- ② 当会を代表して、出張する場合、役員会で認めた者に限り、JR三宮を起点とした交通費を支払い、日当の支給はしない。

平成25年4月26日制定